

☆ **SUBARU TIMES** ☆ 3月号

新型コロナ 企業に対する支援策！！

新型コロナウイルス感染防止のため3月2日から全国の小中高校が臨時休校となり、それに併せるように各地でイベントの中止や各種施設の休園、休止が相次いでいます。これらによって影響を受けた企業を支援する制度が発表されています。

中小企業に100億円融資枠

県は先月28日、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、売り上げが減少した中小企業などを対象に、資金繰りを支援するため、県の制度融資「金融円滑化特別資金」に新たに100億円の融資枠を設けると発表しました。借り入れに必要な保証料は、県が全額補助するということです。

【対象企業】

新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、直近1か月の売り上げが減少、もしくは今後2か月の売り上げが減少する見込みの中小企業

【融資の上限額】

5,000万円

【窓口】

商工会議所、商工会、中小企業団体中央会

【受付期間】

令和2年3月2日～

**小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援**

新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金が創設されました。

【事業主】

下の①又は②の子の世話をを行うことが必要となった労働者に対し労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給（＝年次有給休暇の場合と同様））の休暇を取得させた事業主。

- ①新型コロナウイルス感染拡大防止策として、臨時休業した小学校等（小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（高校まで）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等）に通う子
- ②風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子

【支給額】

休暇中に支払った賃金相当額×10/100
※支給額は8,330円を日額上限とする。

【適用日】

令和2年2月27日～3月31日の間に取得した休暇

